

地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査の結果を別紙のと
おり公表する。

令和7年11月28日

廿日市市監査委員 河野 行信

廿日市市監査委員 枇杷木 正伸

定期監査報告書

第1 監査の対象及び監査の期間

財務に関する事務の執行について、次の監査対象部局等に対して、次の表のとおり対象期間及び監査期間をもって実施した。

監査の対象部局等	対象期間	監査期間
教育部		
教育総務課	令和7年度	
学校教育課	令和7年4月1日から	令和7年8月1日から
生涯学習課	令和7年7月31日まで	令和7年10月27日まで
文化財課（佐伯歴史民俗資料館、吉和歴史民俗資料館）		
宮島の歴史編さん準備室		

第2 監査の方法

監査は、廿日市市監査委員条例（昭和39年条例第4号）、廿日市市監査基準（令和2年3月27日監査委員決定）及び実施要領（平成31年3月29日公表）により実施した。

実施に当たっては、監査の対象における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、関係法令及び予算に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうかについて留意し、実地監査の方法により執行した。

実地監査は、補助職員による補助監査の結果を踏まえ、監査委員が監査対象機関へ出向き、提出された監査資料等を基に、関係資料を抽出により検査・照合するとともに、関係職員から説明を聴取する方法により実施した。

第3 監査等の実施場所

執行機関の各執務室、廿日市市役所会議室

第4 監査の結果

各所属における事務・事業執行については、「第2 監査の方法」のとおり監査した限りにおいて、おおむね適正に処理されていた。なお、次のとおり一部に指摘事項等が認められた。

監査の結果については、法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるものを「指摘事項」として、業務の執行等において改善を求めるものを「改善を求める事項」として、また、業務の執行等において今後検討を要請するものは、「検討要請事項」として区分している。

また、公表までに至らなかった軽易な事項については、監査の過程において口頭及び文書で改善指導を行った。

1 学校教育課

(1) 適正な契約事務について

【指摘事項】

業務委託や賃貸借の契約事務において、予定価格調書が作成されていないなど、予定価格に係る不備が複数あったほか、事務手続が中途のままで変更契約が締結されていないにもかかわらず、変更後の金額で公金が支出されているなど、事務処理誤りが多く見受けられた。いずれも職員の知識や理解の不足によるものである。

適正な契約事務を行うためには、契約事務に関する制度の理解や基本的な知識の習得が不可欠であり、それは事務を担当する職員のみならず、管理監督職においても同様である。

入札や契約締結などの契約事務については、廿日市市契約規則で規定されており、また、事務手順や法令等の根拠、注意事項が契約事務マニュアルやリスクチェックシートに記載されている。今回の監査結果を真摯に受け止め、今後同様の誤りを繰り返すことがないよう、個々の事例を検証するとともに、所属全体として契約事務に関する知識の習得に取り組み、管理監督職においては決裁過程で確認を徹底するよう要請する。